

参考資料 ■ 年表

年代	全国のできごと	大阪・西淀川のできごと
1967	・新潟水俣病訴訟提訴（四大公害訴訟の始まり） ・公害対策基本法公布・施行 ・四日市公害訴訟提訴	・西淀中学校にて公害調査に取り組む
1968	・大気汚染防止法・騒音規制法施行	
1969	・SO ₂ に係わる環境基準の設定 ・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（特別措置法）公布	・「永大石油公害」事件が起こる
1970	・公害国会（第64臨時国会）。公害対策基本法など公害関連15法案が成立	・特別措置法で西淀川の公害患者の救済が始まる ・大阪市、西淀川区を大気汚染緊急対策地区に指定、西淀川公害特別機動隊を配置
1971	・イタイイタイ病訴訟、被害者側全面勝利判決 ・環境庁発足 ・新潟水俣病訴訟、被害者側全面勝利判決	・「大阪から公害をなくす会」結成 ・大阪府公害防止条例を制定
1972	・「全国公害弁護団連絡会議」結成 ・四日市公害訴訟、被害者側全面勝利判決	・「西淀川公害患者と家族の会」（以下患者会）発足
1973	・熊本水俣病訴訟、被害者側全面勝利判決 ・「公害健康被害補償法」（以下補償法）制定 ・「全国公害患者の会連絡会」を結成	・大阪市、企業拠出による「公害被害者救済制度」発足 ・阪神高速道路公団、大阪西宮線の西淀川区間着工
1974	・大気汚染防止法の改正、硫黄酸化物(Sox)総量規制の導入	
1975		・西淀川区医師会立西淀川公害医療センター業務開始。公害病認定業務を担う。
1976	・第1回全国公害被害者総行動デー、以降毎年開催。	
1977	・日本経済団体連合会（以下経団連）、「公害健康被害補償制度改正に関する意見」を政府と環境庁に提出	・「大阪公害患者の会連合会」結成大会
1978	・日本版マスキー法（自動車排出ガス規制）の実現 ・環境庁、二酸化窒素（NO ₂ ）規制基準を大幅に緩和	・西淀川公害裁判一次訴訟提訴（原告112人） ・第1回大阪府下一斉NO ₂ 簡易測定運動
1979	・経済4団体が、自由民主党に指定地域解除を要望	・患者会福・姫島各支部でモデル学習会を開催、以降、運動・裁判のための学習会が活発に開かれる
1981	・「全国公害患者の会連合会」結成 ・大気汚染防止法施行令一部改正、窒素酸化物(Nox)総量規制の導入	・西淀川公害裁判証人尋問始まる
1984		・西淀川公害裁判第二次訴訟提訴（原告417名）
1985	・オゾン層の保護のためのウィーン条約の採択（日本88年加入）	・西淀川公害裁判第三次訴訟提訴（原告143名）
1988	・「公害健康被害補償法」改定法施行、公害指定地域解除	・西淀川簡易裁判所で本人尋問始まる
1989		・患者会、「公害地域の再指定を要求し、裁判の早期結審・公正判決を求める百万人署名運動」開始
1991	・第1回アジア・太平洋NGO環境会議（バンコク） ・パリNGO会議に全国公害患者の会連合会より代表が参加	・「手渡そう川と島とみどりのまち（西淀川地域再生プラン）Part1」発表 ・患者会、裁判所に71万8000人分の署名を提出 ・西淀川公害裁判第一次訴訟判決（企業の公害責任を認め、損害賠償を命じる） ・被告側が大阪高裁に控訴
1992	・「自動車窒素酸化物削減法（自動車NOX法）」公布 ・「地球サミット（環境と開発に関する国連会議）」ブラジル・リオデジャネイロで開催	・患者会、被告企業に全面解決を申し入れ ・西淀川公害裁判第四次訴訟提訴（原告1名）
1993	・環境基本法の公布・施行	
1995	・阪神・淡路大震災 ・国道43号線道路公害裁判最高裁判決	・患者会、関西電力に緊急署名提出行動（全面解決を求める署名43万2000人） ・被告企業との和解が成立 ・二次・三次訴訟、全面勝利判決（国・公団に賠償を命じる） ・被告の国・公団が二次～四次裁判で控訴
1996		・公害地域再生センター（あおぞら財団）設立
1997	・京都で国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）	・道路政策提言研究会スタート
1998	・地球温暖化対策推進法の公布・施行	・患者会、国・阪神高速道路公団と和解成立 ・患者会、国・阪神高速道路公団と初の「西淀川地区道路沿道環境に関する連絡会（西淀川道路連絡会）」
2001	・環境庁、環境省へ機構改革 ・自動車NOX・PM法の公布・施行	・患者会、区内小学校で語り部活動、以降各所で行う
2009	・微小粒子状物質（PM _{2.5} ）の環境基準設定	